随意契約締結理由書(公表用)

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工事件名	中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設大規模改修工
, ii	事(建築・バリアフリー対応その他追加工事)
2 施 行 場 所	中央区晴海五丁目2番3号
3 対象業種	建築工事
4 工事概要	オリンピック・パラリンピックレガシー設置工事
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	バリアフリー対応工事
	消火水槽地中障害対応工事
5 工 期	令和5年10月6日まで
6 契約金額	45,166,000円(税込み)
7 契約締結日	令和5年7月26日
8 契約の相手方	東京都中央区晴海一丁目8番8号トリトンスクエアW棟
の住所及び商号	クリスタルジャパン・松井リフォーム建設共同企業体
又は名称	(代表者) 株式会社クリスタルジャパン
	代表取締役 浦木 太郎
9 随意契約締結	現在、中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設大規模
の理由	改修工事(建築工事)がクリスタルジャパン・松井リフォーム建設共同企
	業体にて施工中である。
	本工事施工に際して、設計時に想定できなかった次の追加工事が必要
	となった。
	(1) オリンピック・パラリンピックレガシー設置工事
	(2) バリアフリー対応工事
	(3) 消化水槽地中障害対応工事
	施工上、同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬ
	よう工事を進めるためには、現在本工事を施工中の上記業者が施工する
	ことがもっとも有効である。さらに、経費についても概ね27.9%の削減
	を図ることができる。
	以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事
	を進められる同者と随意契約を締結する。
10 根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号